

千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

介護保険の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める国の省令改正により、介護保険サービス事業所等に係る指定基準を定める条例の改正を行います。

なお、指定基準は国の省令に沿って条例で定めることとされているため、今回の改正内容は、国の省令改正と同内容としています。

2 主な改正内容

(1) 人員配置の緩和

管理者の他職種との兼務要件等を緩和する（施設系サービスほか）

(2) ユニットの定員緩和

施設におけるユニットの定員を原則10人以内としつつ（＝現行通り）、最大15人まで拡大可能とする。（施設系サービスほか）

(3) 感染症対策等の強化

- ① 感染症対策を目的とした委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施を義務付ける。（全サービス）
- ② 感染症や災害発生時の業務継続に向けた計画の策定、訓練等の実施を義務付ける。（全サービス）

(4) 利用者処遇の向上

- ① 認知症についての研修受講（施設系・通所系サービスほか）
無資格の従事者に認知症介護基礎研修の受講を義務付ける。
- ② 虐待防止のための措置（全サービス）
虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の選任を義務付ける。
- ③ ハラスメント防止のための措置（全サービス）
従事者に対するパワハラ、セクハラ等を防止するための措置を義務付ける。
- ④ 事故防止（施設系サービス共通）
事故防止のための安全対策の責任者の選任を義務付ける。

(5) その他、省令改正に準じて所要の改正を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日（(3)、(4)①、(4)②及び(4)④については経過措置あり）